

## ○若年性認知症利用者（入所者・入居者・患者） 受入加算

介護 予防

適用

【通所介護 ㊦】【通所リハビリ】【短期入所生活】【短期入所療養】  
 【特定入居】【地域通所介護 ㊦】【認知症通所】【小規模多機能】  
 【認知症GH】【地域特定入居 ㊦】【地域密着特養 ㊦】  
 【複合型(看護小規模) ㊦】【特養施設 ㊦】【老健施設 ㊦】【療養型施設 ㊦】  
 【介護医療院 ㊦】

別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事若しくは市町村長に届け出た以下の事業所において、若年性認知症利用者（入所者・患者）（介護保険法施行令2条6号に規定する初老期における認知症によって要支援・要介護者となった者をいいます。）に対してサービスを行った場合には、若年性認知症利用者（入所者・患者）受入加算として所定単位数を加算します。

ただし、認知症加算、認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合は算定しません。

- |  |   |            |
|--|---|------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定通所介護事業所</li> <li>・ 指定通所リハビリテーション事業所</li> <li>・ 指定地域密着型通所介護事業所</li> <li>・ 指定（介護予防）認知症対応型通所介護事業所</li> </ul> | } | 1日につき60単位  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定介護予防通所リハビリテーション事業所</li> </ul>   | } | 1月につき240単位 |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定（介護予防）短期入所生活介護事業所</li> <li>・ 指定（介護予防）短期入所療養介護事業所</li> </ul>   | } | 1日につき120単位 |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>① 介護老人保健施設（診療所・病院療養病床）短期入所療養介護費</li> <li>② ユニット型介護老人保健施設（診療所・病院療養病床）短期入所療養介護費</li> </ul>                      | } | 1日につき120単位 |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>③ 特定介護老人保健施設短期入所（診療所・病院療養病床）療養介護費</li> </ul>  | } | 1日につき60単位  |

通知介護実務八〇一〇

七三七

④ (I型・II型・特別) 介護医療院短期入所療養介護費	}	1日につき120単位
⑤ ユニット型 (I型・II型・特別) 介護医療院短期入所療養介護費		
⑥ 特定介護医療院短期入所療養介護費		1日につき60単位
・指定 (介護予防) 特定施設		1日につき120単位
・指定 (介護予防) 認知症対応型共同生活介護事業所	}	1日につき120単位
・指定地域密着型介護老人福祉施設		
・看護小規模多機能型居宅介護事業所	}	1月につき800単位
・小規模多機能型居宅介護事業所		
・介護予防小規模多機能型居宅介護事業所		1月につき450単位
・地域密着型特定施設入居者生活介護費	}	1日につき120単位
・指定介護老人福祉施設		
・介護老人保健施設		
・介護療養施設		
・介護医療院		

(居宅サービス費算定基準 別表 6・7・8・9・10、介護予防サービス費算定基準 別表 5・6・7、地域密着サービス費算定基準 別表 2の2・3・4・5・7・8、地域密着介護予防サービス費算定基準 別表 1・2・3、施設サービス費算定基準 別表 1・2・3・4)

通知介護実務八〇

<厚生労働大臣が定める基準>

十八 通所介護費、通所リハビリテーション費、短期入所生活介護費、短期入所療養介護費（老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下「認知症病棟」という。）を有する病院における短期入所療養介護費を除く。）、地域密着型通所介護費、認知症対応型通所介護費、小規模多機能型居宅介護費、認知症対応型共同生活介護費、看護小規模多機能型居宅介護費、介護予防通所介護費、介護予防通所リハビリテーション費、介護予防短期入所生活介護費、介護予防短期入所療養介護費（認知症病棟を有す

七三八

る病院における介護予防短期入所療養介護費を除く。)、介護予防認知症対応型通所介護費、介護予防小規模多機能型居宅介護費及び介護予防認知症対応型共同生活介護費における若年性認知症利用者受入加算の基準

受け入れた若年性認知症利用者（介護保険法施行令第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要介護者又は要支援者となった者をいう。）ごとに個別の担当者を定めていること。

四十二の四 特定施設入居者生活介護費、地域密着型特定施設入居者生活介護費及び介護予防特定施設入居者生活介護費における若年性認知症入居者受入加算の基準

第18号の規定を準用する。

六十四 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護医療院サービスにおける若年性認知症入所者受入加算の基準

第18号の規定を準用する。

九十六 介護療養施設サービス（認知症病棟を有する病院における介護療養施設サービスを除く。）における若年性認知症患者受入加算の基準

第18号の規定を準用する。

(大臣基準十八・四十二の四・六十四・九十六)

通知介護実務八〇

## 通知

### ◆算定要件

受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定め、その者を中心に、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行うこと。

(平12・3・1老企36 第二 7(14)・8(15)、平12・3・8老企40 第二 2(14)・3(11)・4(9)・5(10)・6(12)・7(15)・8(12)、平18・3・17老計発0317001・老振発0317001・老老発0317001 別紙1 第二 6(12)・7(11)・8(8)・9(6)、平18・3・31老計発0331005・老振発0331005・老老発0331018 第二 3の2(13)・4(7)・5(5)・6(5)・7(8)・8(10)・9(10))

七三九

## Q&A

### ◇65歳以上になった場合

**Q** 一度本加算制度の対象者となった場合、65歳以上になっても対象のままか。

**A** 65歳の誕生日の前々日までは対象である。

(平21・3・23「平成21年4月改定関係Q&A (Vol.1)」101)

### ◇担当者の資格要件

**Q** 担当者とは何か。定めるにあたって担当者の資格要件はあるか。

**A** 若年性認知症利用者を担当する者のことで、施設や事業所の介護職員の中から定めていただきたい。人数や資格等の要件は問わない。

(平21・3・23「平成21年4月改定関係Q&A (Vol.1)」102)

### ◇担当者の出勤

**適用** 【通所リハビリ】

**Q** 若年性認知症利用者受入加算について、個別の担当者は、担当利用者がサービス提供を受ける日に必ず出勤していなければならないのか。

**A** 個別の担当者は、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行う上で中心的な役割を果たすものであるが、当該利用者へのサービス提供時に必ずしも出勤している必要はない。

(平21・4・17「平成21年4月改定関係Q&A (Vol.2)」24)

### ◇65歳の誕生日の前々日が含まれる月の取扱い

**適用** 【通所介護】 【通所リハビリ】

**Q** 若年性認知症利用者受入加算について、介護予防通所介護や介護予防通所リハビリテーションのように月単位の報酬が設定されている場合、65歳の誕生日の前々日が含まれる月はどのように取り扱うのか。

**A** 本加算は65歳の誕生日の前々日までは対象であり、月単位の報酬が設定されている介護予防通所介護と介護予防通所リハビリテーションについては65歳の誕生日の

前々日が含まれる月は月単位の加算が算定可能である。

ただし、当該月において65歳の誕生日の前々日までにサービス利用の実績がない場合は算定できない。

(平21・4・17「平成21年4月改定関係Q & A (Vol.2)」43)

◇月単位の報酬が設定されている場合

**適用** 【小規模多機能】【複合型(看護小規模)】

**Q** 若年性認知症利用者受入加算について、小規模多機能型居宅介護や看護小規模多機能型居宅介護のように月単位の報酬が設定されている場合、65歳の誕生日の前々日が含まれる月はどのように取り扱うのか。

**A** 本加算は65歳の誕生日の前々日までは対象であり、月単位の報酬が設定されている小規模多機能型居宅介護と看護小規模多機能型居宅介護については65歳の誕生日の前々日が含まれる月は月単位の加算が算定可能である。

(「平成30年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol.1) (平成30年3月23日)」40)

## ○利用料等の受領（福祉用具貸与・福祉用具販売）

介 護 予 防

適 用 【福祉用具貸与】【福祉用具販売】

指定（介護予防）福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定（介護予防）福祉用具貸与を提供した際には、利用者から利用料の一部として、指定（介護予防）福祉用具貸与に係る居宅介護サービス費用基準額及び介護予防サービス費用基準額から、その事業者を支払われる居宅介護サービス費及び介護予防サービス費の額を控除した額の支払を受けます。

なお、指定（介護予防）福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定（介護予防）福祉用具貸与を提供した際に利用者から支払を受ける利用料の額と、提供した指定（介護予防）福祉用具貸与に係る居宅サービス等費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければなりません。

また、指定特定（介護予防）福祉用具販売事業者は、指定特定（介護予防）福祉用具販売を提供した際には、現に当該特定（介護予防）福祉用具の購入に要した費用（以下「販売費用」といいます。）の額の支払を受けます。

さらに、指定（介護予防）福祉用具貸与事業者及び指定特定（介護予防）福祉用具販売事業者（以下「事業者」といいます。）は、上記の利用料及び販売費用の額のほか、次の表に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができます。なお、事業者は、これらの費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、そのサービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければなりません。

サービス名	利用料及び販売費用以外に受けることができる費用
(介護予防) 福祉用具貸与	① 利用者の選定により通常の実施地域以外の地域の居宅において（介護予防）福祉用具貸与を行う場合は、それに要した交通費 ② 福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合の当該

通知介護実務ハンドブック

一六一

	措置に要する費用
特定（介護予防）福祉用具販売	① （介護予防）福祉用具貸与の①と同じ ② 特定（介護予防）福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用

以上に加えて、指定（介護予防）福祉用具貸与事業者は、あらかじめ定められた期日までに利用者から利用料又はその一部の支払がなく、その後の請求にもかかわらず、正当な理由なく支払に応じない場合は、当該指定（介護予防）福祉用具貸与に係る福祉用具を回収すること等により、当該指定（介護予防）福祉用具貸与の提供を中止することができます。

（居宅サービス運営基準197条・212条、介護予防サービス運営基準269条・286条）

## 通知

通知介護実務八〇

### ◆利用者からの受領額

#### 適用 【福祉用具貸与】

（介護予防）福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスとして提供される（介護予防）福祉用具貸与についての利用者負担として、居宅介護（介護予防）サービス費用基準額の1割、2割又は3割（法第50条若しくは第60条又は第69条第5項の規定の適用により保険給付の率が9割、8割又は7割でない場合については、それに応じた割合）の支払を受けなければならない。また（介護予防）福祉用具貸与者は、現に要した費用の額として適切な利用料を設定し、（介護予防）福祉用具貸与の提供内容によって利用者から選択されることが本旨である。そのため、（介護予防）福祉用具貸与事業者が受領した自己のサービス提供に係る利用者負担を金品その他の財産上の利益に替えて直接的又は間接的に供与し、事実上自己の利用者の利用者負担の全部又は一部を軽減している場合は、本項の主旨からは除かれるものである。また、自己以外の者が自己のサービス提供に係る利用者負担を前提として、自己の利用者に対して金品その他の財産上の利益を供与している場合も同様である。

（平11・9・17老企25 第三 十一3(1)①・第四 一）

一六二

◆前払いによる利用料の徴収

**適用** 【福祉用具貸与】

（介護予防）福祉用具貸与は継続的な契約であるとともに利用者と対面する機会が少ないことから、（介護予防）福祉用具貸与事業者は、利用者から前払いにより数箇月分の利用料を徴収することも可能とするが、この場合であっても、要介護（要支援）度の要介護（要支援）認定の有効期間を超える分について前払いにより利用料を徴収してはならない。

（平11・9・17老企25 第三 十一 3(1)②・第四 一）

◆販売費用の額

**適用** 【福祉用具販売】

「販売費用の額」とは、現に当該特定（介護予防）福祉用具の購入に要した費用の額であり、その費用には、通常の事業の実施地域において特定（介護予防）福祉用具販売を行う場合の交通費等が含まれることとする。

また、特定（介護予防）福祉用具販売事業者は、現に当該特定（介護予防）福祉用具の購入に要した費用の額として適切な販売費用の額を設定し、特定（介護予防）福祉用具販売の提供内容によって利用者から選択されることが本旨である。そのため、特定（介護予防）福祉用具販売事業者が受領した自己の特定（介護予防）福祉用具の購入に要した費用を金品その他の財産上の利益に替えて直接的又は間接的に供与し、事実上自己の利用者の利用者負担の全部又は一部を軽減している場合は、本項の主旨からは除かれるものである。また、自己以外の者が自己の特定（介護予防）福祉用具の購入に係る利用者負担を前提として、自己の利用者に対して金品その他の財産上の利益を供与している場合も同様である。

（平11・9・17老企25 第三 十二 3(2)①・第四 一）

◆不合理な差額の禁止

**適用** 【福祉用具貸与】

利用者間の公平及び利用者の保護の観点から、法定代理受領サービスでない（介護予防）福祉用具貸与を提供した際に、その利用者から支払を受ける利用料の額と、法定代理受領サービスである（介護予防）福祉用具貸与に係る費用の額の間、一方の

通知介護実務八〇

一六三

管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けてはならない。

なお、そもそも介護保険給付の対象となる（介護予防）福祉用具貸与のサービスと明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えない。

- ① 利用者に、当該事業が（介護予防）福祉用具貸与の事業とは別事業であり、当該サービスが介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。
- ② 当該事業の目的、運営方針、利用料等が、（介護予防）福祉用具貸与の運営規程とは別に定められていること。
- ③ 会計が（介護予防）福祉用具貸与の事業の会計と区分されていること。

（平11・9・17老企25 第三 一3(10)②・十一3(1)②・第四 一）

#### ◆利用料以外に受けることができる費用

##### 適用 【福祉用具貸与】

（介護予防）福祉用具貸与事業者は、（介護予防）福祉用具貸与の提供に関し、

- ① 通常の事業の実施地域以外の地域において（介護予防）福祉用具貸与を行う場合の交通費
  - ② 福祉用具の搬出入に通常必要となる人数以上の従事者やクレーン車が必要になる場合等特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用
- については、利用料のほかに、利用者から支払を受けることができるものとし、介護保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けることは認めない。

（平11・9・17老企25 第三 十一3(1)③・第四 一）

#### ◆販売費用以外に受けることができる費用

##### 適用 【福祉用具販売】

特定（介護予防）福祉用具販売事業者は、特定（介護予防）福祉用具販売の提供に関し、

- ① 通常の事業の実施地域以外の地域において特定（介護予防）福祉用具販売を行う場合の交通費
- ② 特定（介護予防）福祉用具の搬入に通常必要となる人数以上の従事者が必要にな

る場合等特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用については、販売費用のほかに、利用者から支払を受けることができるものとし、介護保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けることは認めない。

(平11・9・17老企25 第三 十二3(2)②・第四 一)

#### ◆利用者（家族）への説明及び同意

（介護予防）福祉用具貸与事業者及び特定（介護予防）福祉用具販売事業者は、利用料及び販売費用以外に受けることができる費用の支払を受けるに当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対してその額等に関して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(平11・9・17老企25 第三 一3(10)④・十一3(1)②・十二3(2)③・第四 一)

#### ◆サービス提供の中止

**適用** 【福祉用具貸与】

利用者がその負担すべき利用料を支払わずに、福祉用具を使用し続ける事態を防止するため、そのような場合には（介護予防）福祉用具貸与事業者が福祉用具を回収すること等により、（介護予防）福祉用具貸与の提供を中止できる。

(平11・9・17老企25 第三 十一3(1)④・第四 一)

#### ◆複数の福祉用具を貸与する場合の運用

**適用** 【福祉用具貸与】

##### (1) 複数の福祉用具を貸与する場合の考え方

複数の福祉用具を貸与する場合とは、同一の利用者に2つ以上の福祉用具を貸与する場合とする。そのため複数の捉え方については、例えば1つの契約により2つ以上の福祉用具を貸与する場合、契約数に関わらず2つ以上の福祉用具を貸与する場合等、（介護予防）福祉用具貸与事業者が実情に応じて規定することとなる。

##### (2) 減額の対象となる福祉用具の範囲

減額の対象となる福祉用具の範囲は、（介護予防）福祉用具貸与事業者が取り扱う福祉用具の一部又は全てを対象とすることができることとする。

例えば、主要な福祉用具である車いす及び特殊寝台と同時に貸与される可能性が

高い以下の種目を減額の対象となる福祉用具として設定することなどが考えられる。

- ①車いす付属品、②特殊寝台付属品、③床ずれ防止用具、④手すり、⑤スロープ、⑥歩行器

(3) 減額する際の利用料の設定方法

（介護予防）福祉用具貸与事業者は、既に届け出ている福祉用具の利用料（以下、「単品利用料」という。）に加えて、減額の対象とする場合の利用料（以下、「減額利用料」という。）を設定することとする。また、1つの福祉用具には、同時に貸与する福祉用具の数に応じて複数の減額利用料を設定することも可能である。

従って、本取り扱いを行う（介護予防）福祉用具貸与事業者は、予め事業所内のシステム等において1つの福祉用具に対して単品利用料と減額利用料を設定する必要がある。

なお、特定の福祉用具を複数組み合わせたもの、いわゆるセットを定めることは認めないこととし、利用者の状態に応じて適切な福祉用具が選定できるよう、個々の福祉用具に減額利用料を設定することとする。

(4) 減額の規定の整備

「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年3月31日厚生省令第37号）（以下、「指定基準」という。）等に規定するとおり運営規定等に単品利用料と減額利用料のいずれについても記載する必要がある。

指定基準等により、（介護予防）福祉用具貸与事業者は利用料等の運営規定を定めることとされていることから、本取り扱いを行う（介護予防）福祉用具貸与事業者においては、減額利用料に関する規定を定め、各指定権者において規定する事業者の指定に関する要領等に則った手続きが必要となる。

(5) 減額利用料の算定等

月の途中において、本取り扱いが適用される場合、或いは適用されなくなる場合の算定方法は、「介護報酬に係るQ & A（Vol.2）」（平成15年6月30日事務連絡）でお示ししている「月途中でサービス提供の開始及び中止を行った場合の算定方法について」等の取り扱いに準じることとする。

(6) 利用者への説明

本運用を適用する場合、或いは適用されなくなる場合において変更契約等を行う際には、（介護予防）福祉用具貸与事業者は契約書等においてその旨を記載し、利用者に対して利用料の変更に関する説明を行い、理解を得ること。

(7) 居宅介護支援事業所等への連絡

本取り扱いに関する運用を含め、(介護予防)福祉用具貸与事業者が利用料を変更する際は、居宅介護支援事業所等において区分支給限度基準額管理を適正に行えるよう、その都度、関係事業所が必要な情報を共有すること。

(8) その他留意事項

減額する福祉用具の利用料については、利用料のうち重複する経費として想定されるアセスメント、契約手続き、配送・納品及びモニタリング等に係る経費に相当する範囲において適切に設定いただくようご留意願いたい。

(平27・3・27老振発0327第3)

Q&A

◇要介護者等以外の自費負担によるサービス利用

通知介護実務八〇

**Q** 要介護者又は要支援者（以下「要介護者等」という。）以外の者が介護保険サービスを全額自己負担することによって利用することが可能か。（居宅サービスの場合）

**A** 指定居宅サービス事業者がサービスを提供するにあたっては、当然ながら要介護者等に対するサービス提供を優先する必要がある。しかしながら、介護保険の運営基準を遵守した上で、なお余力がある場合においては、指定居宅サービスの提供に支障がない範囲で、要介護者等以外の者に対するサービス提供を行うことは可能である。

ただし、この場合において、要介護者等以外に対するサービスの提供により、指定居宅サービスの提供に支障があると考えられる場合には、運営基準違反となることに留意されたい。また、例えば、通所系サービスにおいて、要介護者等に加えて、要介護者等以外の者に対しても併せてサービス提供を行うような場合には、人員配置等において、要介護者等に対するサービスの水準を確保することは当然に必要である。

なお、短期入所系サービスの提供の場合は、施設サービスと同様の考え方から、原則として認められないものであるが、例外的に認められるものとしては、以下のような場合が考えられる。

- 1 自立者等の生活支援・介護予防という観点から、市町村が生活管理指導短期宿

一六  
一七

泊事業を行う場合

2 身体障害者に対する短期入所系サービスとの相互利用が認められる場合

(平12・1・21「要介護者等以外の自費負担によるサービスの利用について」2)

◇要介護者等の自費負担によるサービス利用

**Q** 要介護者等が居宅サービスを利用するにあたって、当該者の支給限度額（短期入所の場合は利用可能日数）を超えて利用する場合（いわゆる「上乘せサービス」を利用する場合）については、全額自己負担によって利用することが可能か。

**A** 可能である。

(平12・1・21「要介護者等以外の自費負担によるサービスの利用について」3)

◇特例居宅介護サービス費の支給が不明な場合の利用料徴収

**適 用** 【福祉用具貸与】

**Q** 要介護認定申請前の者に対し、緊急その他やむを得ない理由により指定居宅サービスを行った場合、その時点では特例居宅介護（支援）サービス費の支給対象となるか否かが不明であるため、当該指定居宅サービスが消費税非課税となるか否かも不明である。

この時点で利用代金の支払いを受ける場合、とりあえず代金と併せて消費税相当額の支払いを受けておき、認定の結果が判明して、支給対象となることが確定した後に消費税相当額を返還することとして差し支えないか。

**A** お尋ねのような事例において、消費税相当額の支払いを受けることは、居宅サービス運営基準の規定（第20条等）に抵触するものではなく、貴見のとおり取り扱って差し支えない。なお、要介護認定の申請後、認定の結果が判明する前に利用料の支払いを受ける場合も同様である。

(平13・3・28「運営基準等に係るQ&A」IV8)

◇月途中でサービス提供の開始及び中止を行った場合の算定方法

**適 用** 【福祉用具貸与】

**Q** 月途中でサービス提供の開始及び中止を行った場合の算定方法について

**A** 福祉用具貸与の介護報酬については、公定価格を設定せず、暦月単位の実勢価格

通知介護実務八〇

一六一八

としている。福祉用具貸与の開始月と中止月が異なり、かつ、当該月の貸与期間が1月に満たない場合については、当該開始月及び中止月は日割り計算を行う。ただし、当分の間、半月単位の計算方法を行うことも差し支えない。いずれの場合においても、居宅介護支援事業者における給付計算が適切になされるよう、その算定方法を運営規定に記載する必要がある。

なお、介護給付費明細書の記載方法について、福祉用具貸与を現に行った日数を記載することとなったことに留意する。

(平15・6・30「介護報酬に係るQ & A (Vol.2)」9)

◇複数の福祉用具を貸与する場合の運用

**適用** 【福祉用具貸与】

**Q** 運営規程自体に額を記載せず、目録のとおりとされている場合は、どのような届出を提出させるのか。

**A** 指定福祉用具貸与事業者等が減額利用料に関する運用を行う場合、必要に応じて運営規定に「その額の設定の方式」を定め、提出が必要となる。個々の福祉用具の利用料については、運営規定に目録に記載されている旨が記載されていれば目録を提出することになる。

(「平成27年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol.1) (平成27年4月1日)」178)

◇「◆利用者からの受領額」の解釈

**適用** 【福祉用具貸与】

**Q** 「利用者負担を金品その他の財産上の利益に替えて直接的又は間接的に供与し、事実上自己の利用者の利用者負担の全部又は一部を軽減」とは特典(景品)供与・無償サービス等が該当するのか。

**A** 指定基準において指定福祉用具貸与事業者は利用者から利用料の一部として自己負担額の支払いを受けることとされている。本通知では、受領した自己負担額の一部又は全部について、財産上の利益に替えて利用者負担を軽減することは、自己負担を受領していることとはならないことと示したものである。従って、特典(景品)供与・無償サービス等は社会通念上許容される範囲で行われるべきものであり、保険者により個別に判断いただきたい。

(「平成27年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol.1) (平成27年4月1日)」179)

◇一人で施設等へ住所を異動した場合の負担割合

**Q** 2割負担及び高額介護サービス費について、世帯の範囲を判断する場合、一人で施設等へ住所を異動した者については単身世帯と取り扱ってよいか。

**A** 一義的には住民基本台帳上の世帯を基準として取り扱うこととなるので、一人で施設等に住所を異動した者については、単身世帯と取り扱われる。

(平27・6・29「全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料についてのQ&A【6月29日版】」1)

◇負担割合の変更に伴う旧負担割合証の回収

**Q** 所得更正や世帯構成の変動による負担割合の変更が発生し、新しい割合が記載された負担割合証を発行した場合、旧証は必ず窓口や郵送等で回収する必要があるか。

**A** 介護保険法施行規則第28条の2第2項では、「負担割合証に記載された利用者負担の割合が変更されたとき」は、要介護被保険者又は居宅要支援被保険者は遅滞なく負担割合証を市町村に返還しなければならないと規定されている。これは被保険者が誤って変更前の負担割合証を使用するおそれがあるためであり、保険者においては、被保険者に対し返還の必要性を周知していただき、窓口や郵送等で回収されたい。

(平27・6・29「全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料についてのQ&A【6月29日版】」2)

◇住所変更した場合の負担割合証の表示

**Q** 市区町村内の転居で住所が変わった場合、負担割合証も住所変更で再発行が必要になるが、例えば10月15日に住所変更があった場合、新しい負担割合証の有効期限の表示は「8月1日～翌年7月31日」とすべきか、それとも「10月15日～翌年7月31日」とすべきか。この場合、世帯構成の変更により負担割合が2割→1割と変わる場合は、証の上段に2割、下段に1割と表示すればよいか。

**A** 負担割合証の適用期間については、負担割合の適用開始年月日から終了年月日までを記載するものであり、遡って確認する場合も想定されることから、住所の変更があった場合も負担割合が変わらなければ、8月1日～翌年7月31日までと記載すべき。世帯構成の変更により負担割合が変わる場合の表示については、お見込みのとおり、変更前後を表示する。

(平27・6・29「全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料についてのQ&A【6月29日版】」3)

◇受給資格証明書に負担割合を記載する場合

**Q** 転出者の受給資格証明書に負担割合を記載する際、たとえば7月中に転出する者の場合は、転出元市町村において7/31までの負担割合と8/1以降の負担割合の両方を把握している場合があり得るが、併記する必要があるのか。

**A** 受給資格証明書においては、住所移転前の負担割合を記載することとしており、8月以降の負担割合について必ずしも併記する必要はないが、把握している場合には併記しても差し支えない。いずれにしても、転出先の保険者において、保険料算定に際し所得等を把握する必要があるため、それと合わせて負担割合の判定も行うべき。

(平27・6・29「全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料についてのQ&A【6月29日版】」4)

◇負担割合の変更に伴う差額の返還があった場合の会計処理

**Q** 負担割合の変更に伴い利用者からの差額の返還があった場合、会計処理は歳入(雑入)又は歳出(戻入)と処理するとあるが、歳入とした場合は、国庫負担金等の実績報告において、控除する扱いとする必要があるか。

**A** 差額の返還については、民法上の不当利得として取り扱われるため、高額介護サービス費や、特定入所者介護サービス費の上限額が所得更正により変更になった場合と同様、国庫負担金等の実績報告においては、介護給付費等負担金交付要綱第4項の「その他の収入額」として控除されたい。

(平27・6・29「全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料についてのQ&A【6月29日版】」5)

◇負担割合が変更になった場合の福祉用具購入費等の支給限度額の算定方法

**適用** 【福祉用具貸与】

**Q** 居宅介護福祉用具購入費及び居宅介護住宅改修費について、限度額管理期間中に負担割合が変更となった場合の支給限度額の算定方法はどのように行うか。

**A** 支給限度額については、被保険者の負担割合に関わらずこれまで通りであり、居宅介護福祉用具購入費であれば購入費用の額が年間合計10万円、居宅介護住宅改修費については、現居住につき20万円であるため、その範囲の中で運用されたい。

(平27・6・29「全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料についてのQ&A【6月29日版】」6)

◇受領委任払いにおける負担割合の判定

**適用** 【福祉用具販売】

**Q** 居宅介護福祉用具購入費及び居宅介護住宅改修費について、負担割合の判定は領収書記載日時点で行うとあるが、受領委任払いの場合はどう取り扱えばよいか。

例1：福祉用具の納品が6/30、受領委任払いで7/30に本人の口座から引き落とし、8月中旬に領収書発行

例2：福祉用具の納品が7/30、受領委任払いで8/30に本人の口座から引き落とし、9月中旬に領収書発行

**A** 従前より居宅介護福祉用具購入費および居宅介護住宅改修費の支給を受けようとする場合、市町村等に提出する書類には領収書が含まれており、そのような提出書類等を確認した上で給付を行うこととしていることから、領収書記載日時点の負担割合を適用することとしている。

例えば、例1では、8月1日を境に2割負担となった場合、自己負担分の領収日はあくまでも7月30日と解されるので、1割負担となる。

ただし、口座引き落とし等により事業者が領収する時期が遅れる場合であって、当該時期の遅れにより利用者負担割合が変更になってしまうような事例については、変更前の利用者負担割合により対応されたい。

例えば、例2で8月1日を境に2割負担となった場合、領収日は8月30日と解されるが、口座引き落としではなく、納品日である7月30日に事業者が領収した場合に1割負担であることの均衡を考慮し、1割負担と扱うこととなる。

なお、保険者が国保連合会に送付する償還明細書情報については、サービス提供年月時点で負担割合を判定するので、例1及び2の場合は、サービス提供年月に7月と設定して送付すること。

(平27・6・29「全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料についてのQ&A【6月29日版】」7)

通知介護実務八〇

◇公費負担医療と保険給付の間で差額調整を行う場合

**Q** 公費負担医療と保険給付の間で差額の調整を行う場合、公費負担医療対象サービスの利用者の把握について、国保連合会等から情報提供はあるのか。

**A** 国保連合会からの情報提供は想定していない。公費負担医療と保険給付の間で差額の調整を行う場合、公費負担医療対象サービスの利用者の把握については、保険

一六三三

者において、レセプトデータや本人への確認等を行うことで把握されたい。

(平27・6・29「全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料についてのQ&A【6月29日版】」8)

◇負担割合の変更に伴う被保険者との差額調整等

**Q** 負担割合が遡及して変更になった場合の被保険者との差額の調整や高額介護サービス費からの控除は、高額介護サービス費の支払い等を国保連合会に委託しているか否かにかかわらず、保険者が行うものと考えてよいか。

**A** 国保連合会においては、レセプト上の自己負担割合を基礎として、給付費や高額介護サービス費を支払っており、レセプトが差し替えられない限り、再計算には対応できないため、保険者で対応する必要がある。

(平27・6・29「全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料についてのQ&A【6月29日版】」9)

◇負担割合変更に伴い利用者への追加給付が生じた場合の還付加算金の取扱い

**Q** 負担割合が遡及して変更になり、利用者に対して追加給付が発生する事例においては、還付加算金を付加して追加給付を行う必要があるのか。

**A** 追加給付については、本来の自己負担分と変更前の自己負担分の差額を返還するものであり、その差額については、介護保険法第144条に規定される普通地方公共団体の歳入ではないため、地方自治法第231条の3第4項の適用を受けず、地方税法第17条等に規定される還付加算金の対象とはならない。

(平27・6・29「全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料についてのQ&A【6月29日版】」10)

◇負担割合変更に伴い利用者への追加給付が生じた場合の給付手続き

**Q** 負担割合が遡及して変更になり、利用者に対して追加給付が発生する事例において、

① 市町村窓口で支払った場合、領収証を受け取ることを必須とする運用としてよいか。

② 代理人が受取に来た場合に対応可能な対象者の範囲や必要書類はどう考えればよいか。

**A**① 必須ではないが、窓口で支払った場合のトラブルを未然に防ぐため、本人押印

の領収証を受け取る等の運用にすることは差し支えない。

- ② 代理人に対応することも可能であり、対象者の範囲や必要書類に特段の定めはないが、たとえば身分証明書の提示や、本人からの委任状を求めるなど、慎重に運用すべき。

(平27・6・29「全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料についてのQ&A【6月29日版】」11)

◇利用者からの返還に伴い高額介護サービス費等から控除する場合

**Q** 負担割合が遡及して変更になり、利用者から差額の返還を求める事例において、本人の同意を得て高額介護サービス費から控除することも可能とあるが、

- ① 同意とは、口頭で足りるか。覚書等が必要か。  
 ② 過去のサービス分について算定したものの未支給のものは、控除の対象としてよいか。  
 ③ 高額医療合算介護サービス費や特定入所者介護サービス費から控除することはできないのか。  
 ④ 控除した際、介護保険事業状況報告への反映はどのように行うのか。

**A**① 必ずしも書面の必要はないが、後のトラブルを防ぐため、書面にて同意を得ることが望ましい。

- ② 差し支えない。  
 ③ 高額医療合算介護サービス費においては、介護保険者からの支給額を超えない範囲で控除して差し支えない。

特定入所者介護サービス費については、給付対象者について、国保連合会がサービス事業者との間で審査支払を行う仕組みとなっているため、保険者と被保険者との間で直接控除等を行うことはできない。

- ④ 控除前的高額介護サービス費を記入すること。また、負担割合が遡及して変更された場合における事業状況報告への記載内容については、追って示す。

(平27・6・29「全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料についてのQ&A【6月29日版】」12)